平成２４年（ヒ）第３号
群馬県高崎市矢島町160番地４
清算株式会社　株式会社協同食品
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権額の総額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（ヒ）第２号
岐阜県多治見市窯町32番地
清算株式会社　株式会社北政商店
代表清算人　加藤　真央
１　決定年月日　平成24年７月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　免除における端数の処理
協定債権の免除において生じる免除額の１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
⑶　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
⑴　免除
①　本協定認可決定が確定したときに、協定債権のうち、元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の内、５万円を超える部分につき、85.00％に相当する金額ならびに開始決定後の利息・損害金の全額の免除を受ける（以下「第１回免除」と言う。）。
②　⑵②記載の弁済を行った後、残余の債権の全額の免除を受ける（以下「第２回免除」と言う。）。
⑵　弁済
①　第１回免除後の債権額のうち、債権額が５万円を超える債権者につき、５万円ならびに元本及び開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額の内、５万円を超える部分につき12.00％に相当する金額を、債権額が５万円以下の債権者につき、債権額の全額をそれぞれ本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に一括して支払う（以下「第１回弁済」という。）。
②　前項の弁済を行った後の残余財産を、本協定認可決定確定日から６ヶ月以内に、第１回弁済後の残債権額に按分して支払う（以下「第２回弁済」と言う。）。
岐阜地方裁判所多治見支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
滋賀県甲賀市甲賀町五反田574番地
再生債務者　株式会社富士スタジアムゴルフ倶楽部
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　滋賀県大津市梅林１丁目３番10号　滋賀ビル８階　大津総合法律事務所　弁護士　野嶋　　直
平成24年７月２日　　大津地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1391番地２
再生債務者　中越製陶株式会社
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月３日から平成24年９月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

再生手続終結

平成２０年（再）第９号
熊本市中央区黒髪１丁目11番３号
再生債務者　株式会社熊本土木
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年６月29日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４６号
埼玉県坂戸市芦山町６番地６　ルナパーク102号室
再生債務者　藤井　利明
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第５６号
埼玉県所沢市東所沢４丁目６番地の１
再生債務者　鈴木　　亮
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第８号
北海道勇払郡安平町追分若草３丁目225番地
再生債務者　八島　和広
１　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第５９号
埼玉県川越市大字下松原90番地７
再生債務者　田代　　浩
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１３号
千葉県木更津市永井作２丁目８番１号
再生債務者　樋田　智一
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再イ）第９１号
愛知県半田市一本木町１丁目18番地の６
再生債務者　ニイテックこと　新美　　守
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１０２号
名古屋市守山区大森５丁目2107番地　エスポア大森602号
再生債務者　井田　弘子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部